

登米市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、空き家に付属した農地の権利を取得する場合における農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく農地の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条に規定する農地をいう。
- (2) 空き家 登米市空き家情報バンク事業実施要綱(平成20年登米市告示第31号)第3条第2項の規定により登録された空き家をいう。
- (3) 空き家に付属した農地 空き家の所有者が権利を有する市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (4) 別段の面積 法第3条第2項第5号の規定により、登米市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が定めた面積をいう。
- (5) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

(別段の面積の特例)

第3条 空き家に付属した農地については、空き家と共に権利を取得する場合に限り、その農地を一つの区域とみなし、別段の面積を0.01アールとする。

(特例の適用の要件)

第4条 前条に規定する別段の面積の特例を適用することができる農地は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であること。
- (2) 担い手の農地集積・集約化に支障のないこと。
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する用途地域内でないこと。
- (4) 利用権等が設定されていないこと。
- (5) 非農地認定が可能でないこと。

2 前条に規定する別段の面積の特例の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登米市空き家情報バンク事業実施要綱第6条第2項の規定により登録された空き家利用希望者で、空き家及び空き家に付属した農地を同時に購入又は賃借する者
- (2) 購入又は賃借した農地での農作業に従事することができる者

(指定の申請)

第5条 空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類
（指定の解除）

第6条 農業委員会は、次のいずれかに該当するときは、空き家に付属した農地の指定を解除するものとする。

- (1) 空き家を取得した者が指定農地を取得したとき。
- (2) 空き家の登録が取り消されたとき。
- (3) 所有者等から指定の取消しの申出があったとき。
- (4) 所有権等の権利の移動又は分合筆があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

2 前項に規定する農地の指定の解除を受けようとする者は、空き家に付属した農地指定解除申出書（様式第2号）を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定解除申出書（様式第2号）
（指定又は指定の解除の決定）

第7条 農業委員会は、空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除するときは、総会の決定を経るものとする。

2 農業委員会は、空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

空き家に付属した農地指定申請書

年 月 日

（あて先）登米市農業委員会会長

（申請人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先電話番号 _____

下記の農地について、空き家に付属した農地に指定することを申請します。

記

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)
		登 記	現 況	

※申請書は2部提出してください。

※添付書類

- ・登記事項証明書
- ・公図の写し

登農委第 号

上記のとおり空き家に付属した農地に指定します。

年 月 日

登米市農業委員会
会長

様式第2号（第6条関係）

空き家に付属した農地指定解除申出書

年 月 日

（あて先）登米市農業委員会会長

（申請人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先電話番号 _____

下記の農地について、空き家に付属した農地指定の解除を申し出します。

記

土地の所在	地 番	地 目		地積 (㎡)
		登 記	現 況	

解除申出事由

※申出書は2部提出してください。

※添付書類

- ・解除申出事由を確認できる書類

登農委第 号

上記のとおり空き家に付属した農地指定を解除します。

令和 年 月 日

登米市農業委員会
会長